

後見人の確認

飼養者（ ）が保護主または団体と連絡を取ることができない場合、責任をもって適切な関係機関等へ連絡し、譲り受けた猫に対し、引き続き責任ある管理を行うか、または新たに飼養者となります。

なお、飼養の継続が困難な場合には、団体と協力のうえで猫の新たな居場所を責任をもって探します。その際には、当該飼養者が一時的に「保護主」となります。

※譲渡誓約書第10項 参照：

「想定外の事態が発生し飼養の継続が困難となった場合は、速やかに相談します。

また、飼い主を変更する場合も速やかに連絡します。

年 月 日

ふりがな 氏名
住所 〒
連絡先電話番号
LINE／Instagram
ふりがな 猫の名前

NPO動物愛護団体daisy_saijo (市民活動支援センター登録ボランティア団体)

保護主／

担当者／

連絡先 (LINE・Instagram・他／

緊急連絡先

西条市市民活動支援センター

〒793-0023愛媛県西条市明屋敷131番地 2 SAIJO BASE 1 階

0897-53-2603